

〔9〕 犯罪裁判のありうるケース

〔0〕 以上、「滅諍韃度」を主材料としてサンガ内の紛争をどのように調停したか、サンガ内に犯罪が起こった時にどのように裁判がなされたかということを検討してきた。諍論諍事の調停法はそれほど複雑ではないので、ここではさまざまな犯罪のケースを予想して、どのような犯罪がなされた時にどのように処理されたかということを検討することによって、まとめに代えることにしたい。七滅諍法についてはゴシックで記した。

〔1〕 まずは波羅夷罪に相当する犯罪がなされた時、あるいはその嫌疑をかけられる事件が生じた時のさまざまなケースを予想して、検討してみよう。波羅夷罪を犯した者は、サンガ追放という処罰を受けるのであるから、有罪が確定した後の処置は比較的簡単である。ただし本文中に書いたように、漢訳律には不浄を行った時には波羅夷戒を受けて、一生沙弥のような生活をするを選ぶ道も許されているが、今はこれについては考慮しない。

〔1-1〕 甲比丘が波羅夷に相当する罪を犯して、自ら直ちにサンガに告白した。サンガは白四羯磨を行って、甲比丘をサンガから追放する。

〔1-2〕 甲比丘が波羅夷に相当する罪を犯したが直ちに告白しなかった。乙比丘はこれを見・聞・疑によって知って甲比丘に戒告をし、甲比丘はこれにしたがってサンガに自首した。サンガは自言治ヴィナヤによって処理し、嚴重注意をした上で白四羯磨を行って甲比丘をサンガから追放する。

〔1-3〕 甲比丘が波羅夷に相当する罪を犯したが、他のより軽い罪を犯したと告白した。この事実を乙比丘が見・聞・疑によって知って、甲比丘に戒告したが甲比丘はこれを受け入れなかった。そこで乙比丘はこれをサンガに告発した。サンガはこれを受理して甲比丘を波羅夷罪を犯した罪で公訴した。サンガは現前ヴィナヤ（原告・被告の申し立ての審理などの事実審理、法審理、証人調べ、証拠調べ、注意勧告、説得などを通じて、事実を自白するように促す。以下同じ）を行い、これによって甲比丘は自白した。サンガは覓罪相ヴィナヤをもって処理し、白四羯磨を行って甲比丘をサンガから追放する。

〔1-4〕 甲比丘が波羅夷に相当する罪を犯したが、他のより軽い罪である僧残罪を犯したと告白した。この事実を乙比丘が見・聞・疑によって知って、甲比丘に戒告したが甲比丘はこれを受け入れなかった。そこで乙比丘はこれをサンガに告発した。サンガはこれを受理して甲比丘を波羅夷罪を犯した罪で公訴した。サンガは現前ヴィナヤを行ったが、ついに甲比丘はこれを認めなかった。サンガは甲比丘の申し立てる僧残罪にしたがって処罰する。乙比丘は甲比丘を陥れるために告発したのでないと申し立てれば無罪。陥れるために告発したと認めれば、サンガは乙比丘を僧残罪第8条の「無根の波羅夷をもって非難する罪」によって僧残罪に処す。

〔1-5〕 甲比丘が波羅夷に相当する罪を犯したが、サンガに告白しなかった。乙比丘はこれを見・聞・疑によって知って戒告したが、甲比丘はこれを受け入れなかった。そこで乙比丘はこれをサンガに告発した。サンガはこれを受理して甲比丘を波羅夷罪を犯した罪で公訴した。サンガは現前ヴィナヤを行い、初め甲比丘は無罪を主張したが、後に自白した。サンガは覓罪相ヴィナヤをもって処理し、白四羯磨を行って甲比丘をサンガから追放する。

[1-6] 丙比丘は乙比丘から波羅夷に相当する罪を犯したとサンガに告発された。サンガはこれを受理して丙比丘を波羅夷罪を犯した罪で告発し、**現前ヴィナヤ**を行った。ここにおいて丙比丘は無罪を主張し、乙比丘は無根の罪で告発したことを自白した。サンガは**憶念ヴィナヤ**による羯磨を行って丙比丘に無罪判決を言い渡し、乙比丘には僧残罪第8条の「無根の波羅夷をもって非難する罪」によって僧残罪に処す。

[1-7] 丙比丘は乙比丘から波羅夷に相当する罪を犯したとサンガに告発された。サンガはこれを受理して丙比丘を波羅夷罪を犯した罪で公訴し、**現前ヴィナヤ**を行った。ここにおいて丙比丘は精神喪失状態にあって記憶していないと申し立てた。サンガは**不癡ヴィナヤ**による羯磨を行って丙比丘に無罪判決を言い渡す。

[2] 次に僧残罪に相当する犯罪がなされた時、あるいはその嫌疑をかけられる事件が生じた時のさまざまなケースを予想して、検討してみよう。僧残罪を犯した者は直ちに（その日のうちに）サンガに告白して、六夜摩那埵を与えられたいと申請すればこれを与えられ、6日間の謹慎の後に僧権を回復する。しかし犯して数日間秘した後にサンガに告白すると、秘していた日数だけの別住が科せられ、それを終わった後に改めて六夜摩那埵を与えられたいと申請することになる。ここでは原則として自主的に告白するケースは直ちに行ったものと仮定する。

また僧残罪には破僧に関するもののように（僧残 10、11、12）、三諫されても聞き入れないことによって生じる罪がある。これは確信犯のようなものであり、通常の犯罪とは異なるから、これについては配慮しない。したがってここでは比丘が女性の身体に欲心をもって触ったなどの男女間の過ちを想定していただきたい。

[2-1] 甲比丘が僧残に相当する罪を犯して、自ら直ちにサンガに告白し、六夜摩那埵を請うた。サンガは白四羯磨を行って、甲比丘に六夜摩那埵を与える。

[2-2] 甲比丘が僧残に相当する罪を犯したが直ちに告白しなかった。乙比丘はこれを見・聞・疑によって知って甲比丘に戒告し、甲比丘はこれにしたがってサンガに自首し、秘していただだけの日数の別住を請うた。サンガは**自言治ヴィナヤ**をもって処理し、サンガは厳重注意して再びこのようなことのないように誓わせ、白四羯磨を行って甲比丘に秘していただだけの日数の別住を与え、別住を終わったときに本日治を与えてのち、六夜摩那埵を与える。

[2-3] 甲比丘が僧残に相当する罪を犯したが、他のより軽い罪（例えば波逸提）を犯したと告白した。この事実を乙比丘が見・聞・疑によって知って、甲比丘に戒告したが甲比丘はこれを受け入れなかった。そこで乙比丘はこれをサンガに告発した。サンガはこれを受理して甲比丘を僧残罪を犯した罪で公訴した。サンガは**現前ヴィナヤ**を行い、その間に甲比丘が自白した。サンガは**覓罪相ヴィナヤ**をもって処理し、白四羯磨を行って甲比丘に覓罪相羯磨を与える。（覓罪相羯磨を与えられた者は尽形寿別住に等しい生活をしなければならない）

[2-4] 甲比丘が僧残に相当する罪を犯したが、他のより軽い罪（例えば波逸提）を犯したと告白した。この事実を乙比丘が見・聞・疑によって知って、甲比丘に戒告したが甲比丘はこれを受け入れなかった。そこで乙比丘はこれをサンガに告発した。サンガはこれを受理して甲比丘を僧残罪を犯した罪で公訴した。サンガは**現前ヴィナヤ**を行ったが、ついに甲

比丘はこれを認めなかった。サンガは甲比丘の申し立てる罪（波逸提）にしたがって懺悔を受ける。告発した乙比丘に甲比丘を陥れる意図がなかった場合は不問。意図があった場合は波逸提第76条の「無根の僧残をもって誹謗する罪」で波逸提に服しなければならない。

[2-5] 甲比丘が僧残に相当する罪を犯したが、サンガに告白しなかった。乙比丘はこれを見・聞・疑によって知って、甲比丘に戒告したが、甲比丘はこれを受け入れなかった。そこで乙比丘はこれをサンガに告発した。サンガはこれを受理して甲比丘を僧残罪を犯した罪で公訴した。サンガは**現前ヴィナヤ**を行い、初め甲比丘は無罪を主張したが、後に自白した。サンガは**覓罪相ヴィナヤ**をもって処理し、白四羯磨を行って甲比丘に覓罪相羯磨を与える。（覓罪相羯磨を与えられた者は尽形寿別住に等しい生活をしなければならない）

[2-6] 丙比丘は乙比丘から僧残に相当する罪を犯したとサンガに告発された。サンガはこれを受理して丙比丘を僧残を犯した罪で公訴し、**現前ヴィナヤ**を行った。ここにおいて丙比丘は無罪を主張し、乙比丘は無根の罪で告発したことを自白した。サンガは丙比丘に**憶念ヴィナヤ**による羯磨を行って丙比丘に無罪判決を言い渡し、乙比丘は波逸提第76条の「無根の僧残をもって誹謗する罪」で波逸提に服しなければならない。

[2-7] 丙比丘は乙比丘から僧残に相当する罪を犯したとサンガに告発された。サンガはこれを受理して丙比丘を僧残罪を犯した罪で公訴し、**現前ヴィナヤ**を行った。ここにおいて丙比丘は**精神喪失状態**にあって記憶していないと申し立てた。サンガは**不癡ヴィナヤ**による羯磨を行って丙比丘に無罪判決を言い渡す。

[3] 次に波逸提に相当する犯罪がなされた時のさまざまなケースを予想して検討してみよう。これを犯した者はサンガないしは2, 3人の衆、あるいは1人の比丘の前に至って偏袒右肩し、足を礼し、蹲踞合掌して罪を告白し、これが受理されれば清浄となる。しかし波逸提以下の軽罪は原則としては私人間において処理されるのが原則であるから、サンガの前で告白する場合も、これは上座比丘が受けるのであって、サンガとしての行為にはならない。

しかしこのような軽罪も、常習的に行われるとか、確信犯的に行われてたちが悪いとかというような場合は、拳罪羯磨にかけられるという道も残されている。ここでは通常のケースを考える。

[3-1] 甲比丘が波逸提に相当する罪を犯して、自ら直ちにサンガに告白した。上座比丘はこれを受ける。（2, 3人の衆、あるいは1人の比丘に告白する場合も同じ）

[3-2] 甲比丘が波逸提に相当する罪を犯したが直ちに告白しなかった。乙比丘はこれを見・聞・疑によって知って甲比丘に戒告をし、甲比丘はこれにしたがってサンガに自首した。**自言治ヴィナヤ**をもって処理し、上座は嚴重注意して、再びこのようなことのないように誓わせ、上座比丘はこれを受ける。（2, 3人の衆、あるいは1人の比丘に告白する場合も同じ）

[3-3] 甲比丘が波逸提に相当する罪を犯したが直ちに告白しなかった。乙比丘はこれを見・聞・疑によって知って甲比丘に戒告をしたが、甲比丘はこれにしたがわないで告白しなかった。乙比丘は罪を犯してそれを認めない拳罪羯磨にかけられるために甲比丘をサンガに告発することもできるが、通常はそのまま黙過される。

[3-4] 丙比丘が乙比丘から波逸提に相当する罪を犯したと戒告された。丙比丘は覚えが

ないと反論し、丙比丘・乙比丘ともに仲間を糾合して争いとなった。事が重大なることを恐れてサンガはこれを諍事として取り上げ、**草覆地ヴィナヤ**によって処理し、両者が懺悔告白する。

[4] 最後に波逸提以下の軽罪であるが、常習犯あるいは確信犯的な悪質なケースの処理を考えてみよう。

[4-1] 甲比丘が波逸提に相当する行為を行い、その行為をなしたことを認めるに拘わらず、それを罪として認めなかった。乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。甲比丘はこれを知ってすぐさま後悔し、罪を認めた⁽¹⁾。サンガは甲比丘に「罪を見ないことによる挙罪羯磨」を行って、甲比丘に挙罪羯磨の行法を科す。

[4-2] 甲比丘が波逸提に相当する行為を行い、その行為をなしたことを認めるに拘わらず、それを罪として認めなかった。乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。甲比丘はこれにも拘わらず、罪を認めなかった。サンガは**現前ヴィナヤ**を行った。そこで甲比丘は罪を認めた。サンガは**覓罪相ヴィナヤ**に切り替えて、白四羯磨を行い甲比丘に覓罪相羯磨を行う。

[4-3] 甲比丘が波逸提に相当する罪を犯し、その罪を認めるに拘わらず、(確信犯的に)それを懺悔しなかった。乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。甲比丘はこれを知ってすぐさま懺悔した。サンガは甲比丘に「罪を懺悔しないことによる挙罪羯磨」を行って、甲比丘に挙罪羯磨の行法を科す。

[4-4] 甲比丘が波逸提に相当する罪を犯し、その罪を認めるに拘わらず、(確信犯的に)それを懺悔しなかった。乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。甲比丘はこれにも拘わらず、罪を懺悔しなかった。サンガは**現前ヴィナヤ**を行った。そこで甲比丘は罪を懺悔した。サンガは**覓罪相ヴィナヤ**に切り替えて、白四羯磨を行い甲比丘に覓罪相羯磨を行う。

[4-5] 甲比丘が悪見をもちながら、これを捨てなかった。乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。甲比丘はこれを知って、悪見であることを認めた。サンガは甲比丘に「悪見を捨てないことによる挙罪羯磨」を行って、甲比丘に挙罪羯磨の行法を科す。

[4-6] 甲比丘が悪見をもちながら、これを捨てなかった。乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。甲比丘はこれにも拘わらず悪見であることを認めなかった。サンガは**現前ヴィナヤ**を行った。そこで甲比丘は悪見であることを認めた。サンガは**覓罪相ヴィナヤ**に切り替えて、白四羯磨を行い甲比丘に覓罪相羯磨を行う。

[4-7] 甲比丘が波羅提木叉に規定されていない不行跡をしばしば行うので、乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。これを知った甲比丘はこれを反省した。サンガは甲比丘に「苦切羯磨」を行って、甲比丘に苦切羯磨の行法を科す。

[4-8] 甲比丘が波羅提木叉に規定されていない不行跡をしばしば行うので、乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。それにも拘わらず甲比丘は態度を改めなかった。サンガは**現前ヴィナヤ**を行った。そこで甲比丘は態度を改めることを誓った。サンガは**覓罪相ヴィナヤ**に切り替えて、白四羯磨を行い甲比丘に覓罪相羯磨を行う。

[4-9] 甲比丘がしばしば罪を犯し、その都度服罪するものの、態度が改まらなかった。

サンガのリーダーは有徳の比丘に依止させるべきだと判断した。「依止羯磨」を行って、甲比丘を有徳の比丘に依止させる。

[4-10] 甲比丘が在家信者に対して失礼をはたらいた。乙比丘はこれをサンガに告発し、サンガはこれを受理した。これを知った甲比丘はこれを認めた。サンガは甲比丘に「下意羯磨」を行って、その在家信者に謝らせる。

- (1) すでに悔過した者に対して (*desitāya āpattiya*) 行うのは非法羯磨とされている。しかしそれはサンガに告発され、サンガがこれを取り上げない間のことであろうと考えられる。